

平成25年 第14回
教育委員会臨時会会議録

平成25年8月21日（水）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2381号

平成25年第14回臨時会

日 時 平成25年8月21日(水) 午後1時30分 開会

場 所 教育委員会室

| | | |
|--------|----------|---------|
| 「出席委員」 | 委 員 長 | 小 島 洋 祐 |
| | 委員長職務代理者 | 綱 川 智 久 |
| | 委 員 | 永 山 幸 江 |
| | 委 員 | 澤 孝 一郎 |
| | 教 育 長 | 小 池 眞喜夫 |

| | | |
|------------------|----------|---------|
| 「説明のため出席した事務局職員」 | 次 長 | 安 田 雅 俊 |
| | 庶 務 課 長 | 奥 野 佳 宏 |
| | 教育政策担当課長 | 山 本 睦 美 |
| | 学 務 課 長 | 佐 藤 雅 志 |
| | 学校施設担当課長 | 大久保 光 正 |
| | 生涯学習推進課長 | 白 井 隆 司 |
| | 国体推進担当課長 | 上 村 隆 |
| | 図書・文化財課長 | 前 田 憲 一 |
| | 指 導 室 長 | 平 田 英 司 |

| | | |
|-------|---------|---------|
| 「書 記」 | 庶務課庶務係長 | 柏 正 彦 |
| | 庶務課庶務係 | 鈴 木 玲 奈 |

「議題等」

日程第1 審議事項

議案第58号 港区立校外学園条例の一部を改正する条例について

議案第59号 港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

議案第60号 港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について

議案第61号 港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について

日程第2 協議事項

1 施設使用料の減額・免除の考え方について

日程第3 教育長報告事項

1 奨学資金返還金管理の考え方について

2 教育委員会の懸案課題について

- 3 理科教育機器の購入について
- 4 生涯学習推進課の7月事業実績について
- 5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 6 生涯学習推進課の9月事業予定について
- 7 港区スポーツセンター利用休止について
- 8 国体推進担当の7月事業実績について
- 9 図書館・郷土資料館の9月行事予定について
- 10 図書館・郷土資料館の7月行事実績について
- 11 図書館の7月分利用実績について
- 12 9月指導室事業予定について
- 13 職員の処分について（秘密会）

「開 会」

○小島委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから平成25年第14回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

それでは、日程に入ります。

(午後1時30分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は、澤委員、お願いします。

第1 審議事項

議案第58号 港区立校外学園条例の一部を改正する条例について

○小島委員長 日程第1、審議事項に入ります。

初めに、議案第58号「港区立校外学園条例の一部を改正する条例について」。学務課長、ご説明をお願いします。

○学務課長 それでは、議案第58号「港区立校外学園条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。恐れ入ります。初めに参考資料をつけてございますので、そちらをご覧くださいと思います。

公の施設の使用料算出にあたっての港区としての基本的な考え方でございます。

港区では、これまでも使用料につきましては、区として統一の「基本的な考え方」に基づき見直してまいりました。

直近では、平成13年度に「基本的な考え方」を改定しまして、使用料見直し予定としてございましたが、当時の社会経済情勢等を考慮し、見送ることといたしました。

平成18年度以降、港区では多くの公の施設で指定管理者制度を導入して施設の管理運営を行っており、使用料算定の基礎となります施設の維持管理経費も大きく変化しているところでございます。

また、平成26年度には、新スポーツセンターを初め新たな施設の開設も予定されております。

このような現状を踏まえまして、受益者負担の原則に基づき、施設使用料の算出の統一的な考え方を示す必要性と、指定管理者制度の導入による施設管理形態の変化に対応するため、改めて「基本的な考え方」を策定したものでございます。

「基本的な考え方」の2ページからは、2の施設使用料の基本的なあり方では、受益者負担の原則、人件費の算入、減額・免除、対象となる施設、区民以外の施設の使用、指定管理者制度導入施設の利用料金制について記載してございます。

また、3の算出に当たっての算出基礎といたしましては、算出の考え方、付帯設備の使用料、算出基礎について、4ページ目からは、4の算出方法といたしましては、経費は前年度の決算に基づくということ、利用人員から算出する場合、面積から算出する場合、特殊な例といたしましてスポ

ーツセンターや野球場等について記載してございます。

5 ページには、5 といたしまして「基本的な考え方」に基づき見直した使用料は、平成26年4月1日利用分から適用するとしてございます。

6 ページには、激変緩和として、使用料の改定幅は現行の20%を上限とすること、また、今後3年を目途に定期的に見直していくこととしてございます。

参考資料の2は、使用料の見直しの対象となる施設の一覧でございます。

それでは、議案資料ナンバー1をご覧ください。

本案につきましては、今ご説明いたしました区の「基本的な考え方」に基づきまして、箱根ニコニコ校外学園について、条例を一部改正する必要があることから提出するものでございます。

改正内容については、2ページになりますが、新旧対照表をご覧ください。下が現行、上が改正案となっております。

条例の第6条関係の別表で使用料の額を規定してございますが、改正によりまして大人が「700円」から「840円」に、小中学生が「350円」から「420円」に改定いたします。

附則でございますが、条例の施行は公布の日、別表の規定は、平成26年4月1日以降使用分に適用するとしてございます。

4 ページ目でございますが、使用料につきまして、利用人員から算出する方法による算定について、具体的に記載してございます。計算式に当てはめてまいりますと、最終的に算出額は大人で2,200円、小中学生が半額の1,100円となります。しかし、激変緩和ということで、使用料の改定幅が現行の20%を上限とするとしてでございますので、結果としまして、使用料につきましては上限の840円と420円となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○綱川委員 後ほどの教育長報告の中での懸案課題の中にニコニコ学園の指定管理者制度の検討というのが入っていたのですけれども、それと今回ニコニコ学園の校外学園の使用料についてということでこの懸案課題の資料を見ていると、来年にも指定管理者になりそうに見えたのですけれども、指定管理者になった場合、どうなるのですか。年間の所要経費というのは変わってくるわけですが、その辺はどうするのですか。

○学務課長 これにつきましては、平成24年度の決算額をもとにして算出したということです。これは区全体の話ですので、今後も同じ3年を目途に見直していくということになります。懸案課題の説明にあります指定管理者制度の導入については、やはり準備からスタートまでおおよそ2年間かかるというのが一般でございますので、あくまでも今回は条例上の使用料について、これで改定できればと考えてございます。

○小島委員長 綱川委員が言われているのは、もし、そういう基盤が変わったら、それに連動してまた新しく使用料を考えるようなことになるのかどうかということですが。

○学務課長 他の公の施設も含めて、指定管理者制度導入により使用料を見直したということはない

いかと思います。利用料金制を採用している場合は、上限設定をして、その範囲内で事業者が努力で下げるといことはあり得るかと思いますがけれども、指定管理者制度を導入を機に、条例改正して使用料を下げたという例は記憶にございません。

○**綱川委員** これを見ると、来年には指定管理者になるのかと思ったので、2年から3年かかってしまうのならばいいのですが、今これをやらなければいけないのか。利用料の変更を指定管理者になってからでもいいではないかと思ったので質問したわけです。今の最初のご回答で2～3年かかるということなので、とりあえず3年後にはまた改定するのでしたら、そのときにまた条件が変わってくるわけですね。

○**小島委員長** ほかに何か質問ございますか。

○**澤委員** 受益者負担ということの原則は、前からあったのですけれども、今回の算出の基盤になっている年間所要経費というのが5,500万近くで、結局利用日数というのは、ニコニコ学園から学校などが利用しているわけですが、これは入っていないで、80日というのは一般の人が利用した日数ということですか。

○**学務課長** これは学校を含めた全体です。

○**澤委員** そうということですか。学校も含めてということになると、この利用料金は、生徒一人一人についてもこれだけかかっていると、そういうことですね。

○**学務課長** あくまでも施設の使用料として計算いたしますと、こういう金額になりますということです。

○**澤委員** 学校の場合には教育委員会が経費を出していて、一般の人が利用する場合には、この金額を負担してもらおうと、ただ、上限20%というのがあるから、今回はぎりぎり20%の値上げになった、そういうことになるわけですね。

○**小島委員長** 利用可能日306日というのは、料金、使用料にどんな影響があるのですか。

○**学務課長** 年末年始と休館日を除いた日数が306日ということですので、5ページの1のところをご覧くださいと、年間経費を日数で割りますと1日当たりの管理経費が出てくるということでございます。それを平均の利用人員で割ったものが使用料になるということです。施設の営業日で経費を割るということでございます。

○**綱川委員** 360日近いのだけれども、80日しか使っていないとも言えるわけですね。

○**澤委員** 利用率としては、すごく悪いですね。

○**永山委員** ここに「一般利用」と書いてありますけれども、普通に一般が使えるのだということを知りました。

○**学務課長** 一般利用ということでお使いいただいておりますけれども、対象が区内在住・在勤者で構成している勤労青少年団体ということで、あくまでも団体の利用につきまして「一般利用」という言い方をしております。1部屋50平米ぐらいある宿泊室といった制約がございますので、個人利用は対象としていないところでございます。

○**小島委員長** 例えばPTAで申し込むというのはできるのですか。

○学務課長 地区委員会であったり、色々なスポーツサークルであったり、もちろん文化サークルも含めてご利用いただいております。

○永山委員 やはりそういうことを知らない方がたくさんいると思いますので、もっとPRしたほうがいいのではないかと思います。普通の企業でしたら倒産してしまうような金額だと思います。

○学務課長 通常一般的にホームページとか色々な場でお知らせはしているところなのですが、多く利用していただけるように周知をしていきたいと思っております。

○小島委員長 分かりました。それでは、永山委員の要請は検討していただいて。

この件はこの程度でよろしいですか。

それでは、採決に入ります。

議案第58号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議がないようですので、議案第58号については原案どおり可決することと決定いたしました。

議案第59号 港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について

議案第60号 港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について

議案第61号 港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について

○小島委員長 続きまして、議案第59号「港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について」、議案第60号「港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について」、議案第61号「港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について」、その3件については改正理由が同一のため、一括して説明を受け、質疑応答後1件ずつ採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小島委員長 異議がないということで、そのようにさせていただきます。

それでは、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、ただいま議題となりました議案第59号「港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について」、議案第60号「港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について」、議案第61号「港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について」でございます。資料は、それぞれの議案とも条例の改正案の次に改正条例の新旧対照表、改正理由と改正内容の概要となっております。今回の条例改正の背景としまして、3議案とも同じ背景で改正に取り組むものでございます。

まず、初めに、資料ナンバー2の議案第59号「港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について」の資料6ページをご覧ください。6ページをお願いいたします。

6ページの改正理由としまして、先程学務課長からの説明のとおりでございます。平成25年に策定をしました「港区 公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」により、施設使用料の見直しを行い、平成26年4月1日利用分から適用する改正をお願いするものでございます。

内容でございます。次の別紙となっております7ページをご覧ください。7ページをお願いいたします。

施設の年間の所要経費と年間の稼働時間で割り1時間当たりの所要経費を算出いたします。1時間当たりの算出単価に使用時間と面積を乗じて算出するものでございます。算出した使用料が現行の使用料と大きく開きがある場合は、概ね20%を上限として新使用料を算出するものでございます。

次の8ページが各部屋の使用料一覧となっております。

生涯学習センターですが、開設が平成10年4月となっております。施設の使用料は、当時から改定されていない状況でございます。当時の算定では、学校施設から転用したために前年の実績がなく、施設にかかるコスト算定が困難でありました。そのため、公共施設を類型化した基準の単価を使って算定をした経緯がございます。今回、新基準にのっとりまして算定をいたしましたものでございます。新料金ですが、部屋によりまして差が、新使用料、現行の使用料より下がる部屋が出てございます。

6ページにお戻りください。

6ページですが、改正の施行日でございます。施行日は、平成26年1月1日を予定しております。この1月1日ですが、新料金での施設の利用受け付け開始時間の施行日としてございます。

資料の3ページをご覧くださいませでしょうか。

条例の新旧対照表でございます。別表の8条関係でございます。料金を新しい算出料金に改めるものでございます。これまででございますが、現行のところの一番下の備考欄でございますが、101学習室の片面使用、それから次のページになります4ページになります。305学習室の片面使用、それから付帯設備の欄になります。付帯設備の欄の中の後ろから二つ目の厨房機器セットにつきましては、開設以来使用の実績がございませんでしたので、今回の改正を機に削除するものでございます。

次に、附則でございます。附則は、施行期日を平成26年1月1日から施行するものとします。

5ページになりますが、2につきましては、新料金を4月1日から適用するものとして、それまでは従前の例として現行料金を適用するものでございます。

議案第59号「港区立生涯学習センター条例の一部を改正する条例について」の説明は以上となります。

次に、議案第60号「港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について」でございます。資料ナンバーの3をご覧ください。恐れ入ります、3ページをご覧ください。

3ページでございますが、こちらのほうも改正理由、内容、施行日とも、先程の生涯学習センターと同じでございます。

次に、5ページをご覧ください。

5ページで、各部屋の使用料の一覧がございます。現行使用料に概ね20%を上限とした料金を新料金としているところでございます。

恐れ入ります、ページを戻っていただきまして2ページをご覧ください。

条例の新旧対照表でございます。新旧対照表の別表8条関係、こちらのほうの表を新しい算出料金に改めるものでございます。

なお、今回の改正に合わせて付帯設備の欄でございますが、要望の多かった映像機器、生涯学習センターにはありますが、青山生涯学習館にはなかった映像機器でございます。こちらを付帯設備に加えるものでございます。

次に、附則でございます。附則1は、施行期日を平成26年1月1日から施行するものとし、2は、新料金については、4月1日から適用するものとして、それまでは従前の例として現行料金を適用するものとするものでございます。

議案第60号「港区立生涯学習館条例の一部を改正する条例について」の説明は以上となります。

次に、議案第61号「港区立学校施設等使用料条例の一部を改正する条例について」でございます。資料ナンバーの4をご覧ください。恐れ入ります、5ページをご覧くださいませでしょうか。

学校施設の使用料の算定でございます。年間の所要経費、利用可能面積から1時間当たりの料金を算出するものでございます。なお、学校施設の場合、体育館についてはスポーツセンターの平米単価を、校庭については運動場の平米単価を、教室についてはいきいきプラザの平米単価を参考にしております。その各単価を本来の目的の設備ほど充実がされていないというところから、50%として使用料単価としております。この考え方は、前回の改正のときでございますが、平成9年の際に調整をした考え方に基づいて今回も改正をしております。

Ⅱの屋内プールにつきましては、プール開放にかかる経費、開放にかかる光熱水費、プール監視の業務委託費などの事業経費をもとに年間利用人数で除して算出をしております。算出に基づきますと、1人当たりの単価としましては、ローマ数字のⅡの数字の2でございますが、使用料の算定についてというところで、1人当たりは2,031円というところが想定されるところでございます。

屋内プールについては、屋内プールの団体使用でございますが、部屋の貸し出しと同じように稼働時間、面積をもとに算出をしております。算出した使用料が現行の使用料と大きく開きがある場合、概ね20%を上限として使用料を算出したものでございます。

次の6ページが各施設、各部屋の使用料一覧となっております。学校施設につきましては、上限額を適用しているところでございます。

ページを戻っていただきまして、5ページをご覧ください。

条例の新旧対照表でございます。まず、別表の第3条関係です。

(1)の講堂等、それから(2)の屋内プールの料金をそれぞれ新しい算出料金に改めるものでございます。

次の3ページをご覧ください。3ページは、附則です。

1は、施行期日を公布の日から施行するもの。

2は、この条例による新料金を4月1日から適用するものとして、それまでは従前の例として現

行料金を適用するものでございます。

議案第61号「港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例について」の説明は以上となります。よろしくご審議いただきまして、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○小島委員長 それでは、ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○綱川委員 先程ここで可決しました校外学園条例と、今、上程された三つを見ますと、ニコニコ学園については、700円を840円と、上限の1.2倍をそのまま四捨五入しないでやっているのです。ところが、同じ教育委員会で上程している次の三つについては、10円単位で四捨五入しているのですが、切り上げがあったり切り下げがあったりしているのです。同じ教育委員会で上程しているのに、上限設定をこちらは10円単位で四捨五入していて、ニコニコ学園はしていないというような状態でやっていると、何か齟齬が出てくるのではないかなと思ったのですけれども、その辺は何かあるのですか。

○生涯学習推進課長 今回、スポーツ施設につきましては、昨年度スポーツセンター、運動場、それから武道場の改定をお願いしてございます。スポーツ施設につきましては、100円単位で算定をするということをお願いしてございましたので、今回もそちらのほうに合わせるような形で、スポーツ施設として統一して、100円単位の料金設定とさせていただいたものでございます。

○綱川委員 何でスポーツセンターだけ100円単位にするのですか。

○生涯学習推進課長 これまでスポーツ施設、100円単位で料金設定をしてございました。その考え方としましては、100円単位、10円の端数を出さないという考えに基づいてこれまでやってきたところでございます。昨年のスポーツ施設の改正におきましても、そういう考え方に基づいて算定をしてございます。

○綱川委員 ニコニコ学園は10円単位でやっているのに、スポーツ施設だけ100円単位でやりたいというのは、何か私は納得いかないのですけれども。

○小島委員長 スポーツ関係の施設はみんな100円単位なのですか。

○生涯学習推進課長 既に改正をお願いしたスポーツ施設につきましては、10円単位の端数を切り上げ切り捨てにしまして100円単位で設定しています。

○綱川委員 ですから、これがおかしいと思わないのですかと聞いているのです。スポーツ施設だったら100円単位で、ニコニコ学園だったら10円単位ですというのは通らないのではないのですか。「前に決めたからそうしています」という話ではなくて、やはりそこは直していくべきだと私は思うのですが、いかがですか。

○生涯学習推進課長 こちらのほうなのですけれども、昨年の「基本的な考え方」のところでは明示はされなかったのですが、100円単位で算定すると判断いただいていたところでございます。去年の改定の中でそういったご判断をいただいて、それに基づいて昨年実施したものでございます。

○綱川委員 だから違うのです。何度も繰り返してすみません。何でスポーツ施設は100円単位で、ニコニコ学園は10円単位なのか。「前に決めてしまったからそうになっています」というのでは、妥当性は認められないと僕は思うのですけれども。

○生涯学習推進課長 スポーツ施設として、100円単位のところでおさめる形の料金設定でお願いするというので統一したところがございます。

○小島委員長 立て方の色々な考え方ですから、綱川委員の言われるように全部一緒でなくではおかしいのではというのはそのとおりですし、今まで長い慣行でやってきたものがあれば、それはそれなりにその時点で将来どうすると考える必要がありませんか。

○澤委員 確かにニコニコ学園の場合は、子どもの料金というのがあって400円とか、もともと額が小さい。それで100円単位で四捨五入してしまうと、突如として500円になったり400円になったり、影響が大きいことは確かです。どうなのですか、我々がスポーツ施設を利用する場合にはその場に行って払う時、端数があると面倒になる。だから、色々なそういう経緯があつてのことではないですか。

○小島委員長 今までの色々な経緯もあります。ただ、綱川委員の言う、それも確かに合理的な面もあるので、今後どういうふうにするかということですね。

○澤委員 どこで四捨五入するかということは、絶対額の大きさによっても違うし、1円のところで四捨五入するのか、10円のところで、又は100円のところで四捨五入するのか、その辺のことを考えるとニコニコ学園は絶対額が低いわけですね。

○小島委員長 そういう問題点もあるということではよろしいでしょうか。

○澤委員 今ここで白井課長からはっきりとした回答をもらえるわけではないでしょうから。

○小島委員長 よろしいですか、綱川委員。次に進んでよろしいでしょうか。

○澤委員 今の綱川委員の話もごもっともなものですけれども、生涯学習センターの場合には、ほとんど値下げしているわけです。今までは高い料金を取っていたとそういうことになるのですけれども、それまでの基礎になる額が分からなかったからという説明がありましたけれども。

○生涯学習推進課長 生涯学習センターですが、平成9年の算定時におきまして、学校施設から転用したということで、新規施設であったために当時の算定式が基準単価として使えませんでした。その中で、庁内で使用しておりました類型化した基準単価、そちらのほうに基づいて算定をさせていただきます。今回の新基準でございますが、今回の新基準は、面積を按分する際に、貸し出す部屋と合わせまして廊下等の共用部分、皆さんが使う部分についても算定の根拠として算定をすることになります。ですから部屋以外に共用部分も繰り入れているというところがございます。その経費を年間経費、開館時間で割るため、共用面積の多い生涯学習センターは単価が低くなってございます。

○澤委員 値上げ値上げという流れが世の中にできつつある中で、値下げは悪いことではないと思いますけれども、今まで払ってきた人はどう思うかなということもありますが、分かりました。

○綱川委員 今の説明で気がついてしまったのだけれども、301学習室というのは76平米ですよ。303というのは58平米ですね。303は共用面積が多いということなのですか。面積が大きいほうが700円だったのが1,500円になっているのです。301と303を見てください。

○澤委員 303のほうが高いではないですか。

○生涯学習推進課長 301学習室ですが、301学習室は舞台が設定されてございます。これまで301学習室、舞台の部分は面積の中に入れていない形での使用料の算定をしておりました。今、利用の実態でステージ部分を使っている状況がございまして、ステージ部分につきましても算定の面積に加えています。

○綱川委員 それで算出額が高いのですね。1.2倍でやると、そこまで上げられないということですか。

○生涯学習推進課長 概ね20%という上限に引っかけられますので、それ以上の上昇はありません。

○小島委員長 よろしいですか。それでは、この件の質疑はこの程度でよろしいですか。

それでは、採決に入ります。

議案第59号については原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第59号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第60号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第60号については原案どおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第61号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、議案第61号についても原案どおり可決することと決定いたしました。

第2 協議事項

1 施設使用料の減額・免除の考え方について

○小島委員長 それでは、続いて日程第2、協議事項に入ります。

「施設使用料の減額・免除の考え方について」。生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「施設使用料の減額・免状の考え方について」ご報告いたします。こちらの資料は、資料ナンバー1をご覧ください。

こちらの資料でございますが、行政改革推進委員会施設利用改善部会での検討結果の抜粋とさせていただきます。こちらのほうの行政改革推進委員会施設利用改善部会でございますが、新たな施設予約システムの構築を契機に、施設利用全般の改善を図ることを目的に、行政改革推進委員会、こちらの委員会ですが、主に各部の庶務担当課長で構成されている全庁的な会議体ですが、その委員会において検討を行うこととし、その委員会をもとに施設利用改善部会が効率かつ効果的に結論を行なうため部会として設置をされたものでございます。

平成23年度は、施設予約システムの導入対象の施設の範囲ですとか、24年度は施設使用料の支払い時期、還付について検討し、改善を図ってきたところでございます。

この部会は、25年度の取り組みとして、先程の施設使用料の改定に合わせ使用料の減額・免除

について、利用できるものの範囲の特例について、施設の利用申し込み時期についての改善を検討してきたところでございます。

使用料の改定につきましては条例で規定をしておりますが、施設の減額・免除については規則で規定をしております。今回、協議事項としてご協議をいただきまして、改めまして規則化しまして規則として審議をいただくことになってございます。

資料でございます。(1)の現状と課題でございます。こちらのほうで各施設において、子ども・高齢者・障害者等、社会的に援護が必要な方や施策推進のために個人・団体に減額や免除の規定を個別に定めており、減額の対象者に対する対応が統一されていない状況がございます。そのため、利用者にとって分かりにくい状況となっております。こちらのことが課題認識となっております。

今回の改善に向けての対象施設が2例ございます。「港区 公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」、先程の算定基準に基づく考え方を適用する施設を対象とするものでございます。ただし、保養施設や区民斎場、校外学園は除くというふうに規定をしております。

検討部会においてでございます。主なものとしましては、「施設ごとに設置目的や状況などが異なるため、全て統一的な基準で運営内容を取り扱うのは困難である。一方、区が利用する場合など、施設の状況が関係ない事情については、統一的なルールをつくったほうがよい。

また、使用料を減免する対象者は、受益者負担の考え方を踏まえ、区民負担の公平性、公正性を確保するため、限定的に適用するべきである」としてございます。

裏面をお願いいたします。(4)の使用料減額・免除の考え方でございます。

「受益者負担の原則」のもと、区民負担の公平性・公正性を確保する観点を踏まえ、減額の適用事由を全施設共通の事由と施設の設置目的に応じた個別事由に分け施設間の減額内容の整合性を図ることを考え方としてございます。

(5)の解決策でございます。

全施設共通の事由として、区が利用するときなど、全施設共通の取り扱いの事項を定めます。減額率は、制度の分かりやすさから50%とするものでございます。

また、2点目は、施設の設置目的に応じた個別の事由でございます。施設ごとに減額・免除することができる取り扱いを定めているものでございます。

団体としては、区が指定する福祉団体、地域団体、公共団体など、また、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団が事業を実施するときなどがございます。

個人としましては、学齢未満、区内在住の高齢者(65歳以上の者)、区内在住の障害者としてございます。

次に、A3横の資料をご覧くださいませでしょうか。1枚目が団体に適用する減額・免除の見直し内容、2枚目が個人対象の減額・免除の見直し内容についてでございます。

まず、団体のところでございます。団体のところでございますが、全施設共通の共通事項としまして、番号の2でございます。区が共催をするときでございますが、こちらのほうを進んでいただきますと、学校施設の屋内プールが青で表記をされてございます。現行こちらのほうは特に記載が

ございません。こちらのほうをほかの規定を合わせまして、免除できるような形で改めるものでございます。

同様に、4のところでございます。4の区が認める事業を指定管理者が当該施設で実施するときでございます。こちらのほうは、各施設とも特に規定しているところ、規定していないところがございます。スポーツセンター、運動場、武道場につきましては、現行特に規定がしてございません。こちらのほうを指定管理者が実施するときは免除するというような形に改めるものでございます。

また、7番のところでございます。区が指定する福祉団体が利用するとき、免除のところの規定がございますが、運動場につきましては特に表記がございません。隣にありますスポーツセンターにつきましては免除となっているところですが、運動場につきましては特に記載しておりませんでしたので、ここのところを免除するような形に改めるものでございます。

生涯学習センターでございますが、生涯学習センター、生涯学習館です。こちらのほうは、13の欄でございます。13の欄のところでは区民センター、在住・在勤団体、それからその三つ下のところに男女平等参画センターの施設の登録団体がございます。こちらのほうは、生涯学習センター、これまで2分の1の減免を行っていたところですが、今回の考え方に基づき減免対象でなくなるところでございます。

次に移ります。ページをめくっていただきまして個人の取り扱いについてでございます。個人の減額・免除の見直し内容についてでございます。こちらのほうは、スポーツセンター、運動場、それから学校施設の中の学校屋内プールについて対象となっております。

こちらのほうですが、1、2、3とあります。施設が個別に設定する減免内容のところに番号が振ってございます。1、2、3とありますが、3のところでございます。これまで身体の障害、知的の障害、精神の障害のそれぞれ手帳をお持ちの方を免除としていたところでございます。この手帳の方以外に今回赤字のところですが、障害者総合支援法で障害者の範囲に難病の方々も加わるようになりました。それを受け対象に加えるものでございます。

一方ですが、区立施設である以上、施設の要する経費が税金で賄われているところでございます。障害者の免除の区分についても、区内に住所を有する者に限定するような形で「区内・区外」という表記で分け、区内の方で住所を有する者に限定するようにするものでございます。

こちらのほうですが、他区におきましてもスポーツセンターの運用施設では、区外在住の障害者の免除を実施している区は、港区を含め荒川区、足立区、葛飾区と4区となっています。そうした状況も踏まえ、今回負担をお願いするように改めるものでございます。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますか。

○澤委員 これは基本的な考え方と説明の範囲内ではきちんとした根拠があるわけですが、色々な利用者が関係しています。最終的に決定する前に、区民、あるいは利用者へこうなりますという周知とか、あるいは意見をいただくとか、そういうプロセスはあるのでしょうか。我々が全部見て妥当なのかというのはなかなか分かりにくいところで、部会で慎重に検討されたのでしょうか。

れども、利用している人から見ると「今まで免除だったのに何で」というような話があったり、一番影響を受けるのは実際に利用されている方なので、その辺はどういうプロセスでということになるのですか。

○生涯学習推進課長 今回の見直しですが、見直しは使用料の改定と合わせて行ってございます。使用料の改定が26年4月から予定をしておりますので、その適用に合わせて、こちらの減額・免除の見直しにつきましても、同じように施設の料金が改定されるように、免除の対象の方々に説明をしていくものです。

○澤委員 利用する側からすると、一刀両断にこうなりましたということになるわけですか。

○生涯学習推進課長 今まで各施設によって免除の団体を規定していたところでございますが、今回初めて横串というか、全体に並べてみて整合がとれるような考え方に基づいて整理をしたものです。

○澤委員 それは分かるのですけれども、今まで例えば免除だった方が、なぜ免除ではなくなるか、そういうことに対して、説明がつくように十分きちんと対応していただけるのでしょうか。

○生涯学習推進課長 概ね施設の使用料の改定は値上がりというところがございます。値上がりをお願いする部分と、それから施設の使用料が減額となって適用が広がる部分、それから澤委員おっしゃった部分は、今まで使えたのに使えなくなってしまう部分がございますので、その辺はこれまでの検討経過を含めて利用団体の利用者のほうに丁寧の説明をしていくところでございます。

○綱川委員 澤委員がおっしゃっていたとおり、黄色の部分の上のほうの部分で、括弧の中が2分の1ぐらいになっていたのが全部バーになったところです。ここがやはりこれから先、どう説明をするのか、すごく難しい気がします。結構利用者団体の方々に対する説明は、既得権といったら失礼ですけれども、今までずっと使われてきたわけですから、今度は区や行政委員会が共催するとか、そういう方向に持っていけないとか、そういう話になってしまうと懸念されるのですけれども。確かに区としては、公平に、既得権とかそういうことではないのだよと説明しても、納得されるかというのはまた別の問題になってしまうと思うので、ちょっと大変なのかなと思いますけれども。一刀両断と言われましたけれども、バーンとやって本当にうまくいくのかという心配がありますが、担当課長としては、その辺どうですか。

○生涯学習推進課長 例えばこちらのほう、団体のところで生涯学習センターでございますが、今まで社会教育関係団体が当然生涯学習センターのほうを利用いただく主な利用団体と考えられるところですが、こちらのほうの区民センター、それから男女平等参画センターの登録団体、こちらのほうも減免の対象となっているところでございます。それを今回免除の対象というのを施設本来の目的にかなった団体に限定をして、それ以外の団体につきましては負担をお願いするような形になってございます。

今回、利用に当たっては負担をお願いするのですけれども、申し込みの期間ですとか、そういったところは一般の人より優遇されますので、そうした点では今までより不利になるということではありません。

○**教育長** 今回は高齢者とか障害者で区内と区外を分けて取り扱う。今まで区内も区外も障害者であれば障害者、高齢者であれば高齢者という形での一律の取り扱いです。区外の方の利用が多いわけで、混雑してしまって区内の方がなかなか使いにくいという、そういったような声も寄せられているということで、ここは区内の方と区外の方ときちっと区別をして対応するというので、できるだけ区民に利用しやすい形をとろうという考え方で整理したということがあると思うので、ただ、澤委員、あるいは綱川委員がおっしゃる、きちっと周知期間を設けて丁寧に説明を、背景も含めて、どういう説明の仕方が一番いいのかありますけれども、これは丁寧に説明をしてご理解していただく必要があります。

○**綱川委員** 最後に説明して下さった予約の方法が、結構借りているほうからすると変わっていて、施設でもよく分からないとか。こういう団体なら前もってとれるとか、後援が必要だとか、共催が必要だとか、色々変わるというような話を実際に聞いたことがあるので、やはりその辺の周知をやって、今年はだめで来年はいいですとか、今年までよかったけれども来年は急にだめですとかという、やはり経年で行なっているものとか、定例的に行っているものが困られると思うので、教育長がおっしゃったように現場や、窓口でパーンとやるのではなくて、やはりある程度サービス業という面もあるので、丁寧に説明しないと大変なことになるかなと思いますので、よろしく願います。

○**小島委員長** よろしいですか。

先程の校外学園条例のときに、参考資料として企画経営部企画課が「公の施設の使用料算定にあたっての基本的な考え方」ということで出しているのですが、この考え方を算定する部会というのに教育委員会としてはどのような方がお入りになっているのですか。

○**庶務課長** 部会の委員ではないのですが、その上の行政改革推進委員会というのが区で設けられてございます。そのメンバーは私が入ってございます。具体的には、部会は誰も入っていない。部会には教育委員会事務局のメンバーは誰も入っていない。

○**小島委員長** 委員会、全体の改革のほうには庶務課長が、次にこの本件の行政改革推進委員会施設利用改善部会には教育委員会からはどなたかお入りになっているのですか。

○**生涯学習推進課長** 施設利用改善部会のほうは、私のほうがメンバーとなっています。

○**小島委員長** そうですか。というのは、教育委員会が所掌している色々な施設の利用料金について、教育委員会もそれなりの責任者として、どういう人が入ってやっているのかという疑問に思ったのでお聞きしたのです。教育委員会の考え方は、この施設利用について十分反映されているというふうに理解してよろしいですか。

○**生涯学習推進課長** 施設利用改善部会で検討を行ってきました減額・免除云々の考え方というところにつきましては、私のほうが代表して出ておりますので。

○**小島委員長** 生涯学習推進課長が教育委員会としての考えを十分述べていただいたということでよろしいですか。

もう一点、先程の58号から61号は条例ということで、施設利用料を条例という形で決めると

ということですが、条例ですから議会の承認案件になりますね。同じ施設利用料の中で、減免というのは非常に大事なことだろうと思うのですが、減免については条例ではなくて規則で定めているというのはどういうことなのか。

○生涯学習推進課長 条例で施設の利用できる方ですとか利用できる料金ですとか、そういったところを定めております。その中で、特に区長が認める者、教育委員会が認める者というところで、条例の下に規則をつくりまして、規則で減免できる方をそれぞれ細かく、団体ですとか指定管理事業者ですとか、そういったところを細かく規則の中で定めております。

○小島委員長 規則については、利用料金は議会の議決があるけれども、減免については議会の議決は要らないということなのか。

○教育長 規則について議会の議決は要らないです。

○小島委員長 利用料金と減免というのは密接に関連して、減免というのは非常に大事なことなのですが。

○教育長 公の施設の使用料は、条例で定めなければならないというふうになっております。どういふ場合にそれを減額・免除するかというのは、そういう意味で言うと使用料とは別の問題ですので、利用者の方々がこれだけお金を、いくらになるかというのと、それからそれが免除されるのか、減額されるのかということについては、考え方としては、使用料は条例で定める。議会の議決を得るけれども、どの方、あるいはどういう対象について減額するか、いくらに減額するか、あるいは最たるものは免除することで、それは規則に委ねるという形のつくりになっております。

○小島委員長 分かりました。

○綱川委員 値上げについては、次回あたりに教育委員会で審議になるわけですか。

○教育長 規則は次回か次々回がスケジュールをお示しし、今日は考え方をご説明するという事です。

○澤委員 だから、私も小島委員長と似たようなことを思いました。この表の一番下を見ると、免除とか減額は区長と教育委員会が権限を持っていて、各所管のところが裁量でできるのだけれども、全体として見た場合に、それがおかしくなっちゃいけない。区長がやっていることも教育委員会がやっていることも区民から見たら、同じように公平にやっているのだということをきちんと整理したいということもあったのでしょうか。

○綱川委員 次回以降にこのうちの教育施設のところだけここで決めるわけですね。男女平等センターは区長部局のどこかで決めるわけですね。ただ、整合性を確認するという事で全部ここに出しているわけですね。

○小島委員長 どういうふうになっているのか分からなかったもので、よく分かりました。

この案件はこの程度でよろしいですか。

日程第3 教育長報告事項

1 奨学資金返還金管理の考え方について

○小島委員長 続きまして、日程第3、教育長報告事項に入ります。

「奨学資金返還金管理の考え方について」。庶務課長、ご説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、教育委員会資料のナンバー2をもとにご説明させていただきます。

奨学資金の返還金の管理の考え方でございますが、平成20年から大学生等に貸し付けが拡大されたこともございまして、滞納が増え、より適正に返還金の管理を行っていかねばならない状況でございます。

まず、返還金管理の考え方でございますが、区の奨学金制度というものは、卒業後に返還していただく資金を原資として次の世代の学生を支援するという基本理念と仕組みで運営してございますので、返還金の未履行者や連帯保証人に対し、適切に未履行の場合には催告を行うことにより、奨学金制度の信頼性と奨学生間の公平性を確保する必要があります。また、昨今の社会経済情勢から、なかなか就職に至らないというような状況もございます。奨学金としてお貸ししましたが、履行が困難な奨学生であった方の生活状況等を的確に把握した上で、返還猶予や返還免除という制度がございますので、その制度の適用等適切な返還金の管理を行うことがこれまで以上に重要となっております。

そのためですが、より適正に返還金の管理を行っていくために、返還金の未履行者や連帯保証人への履行の催告及び奨学生であった方の生活実態や居住実態等の調査をきめ細かく効率よく実施するということが必要であると考えました。そのため、返還金管理業務の一部を外部に委託するというものでございます。

外部委託する業務内容でございますけれども、まず、区の職員が行わなければならない業務としまして、返還金の受領と収納業務、それから返還方法の決定及び変更に関する業務、もちろんこれは相談業務も含まれてございます。それから奨学生であった方の生活状況に基づいて、返還猶予や返還免除という制度を適切にその方々に適用していく業務というものは、区の職員が行っていくべきと考えております。このほかには、例えばですが、自己破産申請があったときの手続業務なども区の職員が行っていくような業務になってございます。

このような職員が行う業務に効率よくつないで、返還金という債権の管理をより適正化するために以下の業務を委託するというものでございます。3つ掲げてございますが、1つ目は、文書、電話による催告業務でございます。1年以上返還計画書の未提出であったとか、あるいは1年以上返還が滞っている方を対象として、文書や電話による催告を行います。

訪問による実態調査業務が2つ目でございます。文書や電話により連絡がとれない奨学生であった方や連帯保証人を対象に、現地訪問等により居住実態の調査を行います。

そして、3つ目ですが、返還困難者の生活実態調査の業務としましては、連絡がとれた奨学生であった方に関して、なかなか定職につけない等の返還困難な生活状況にあったときは、その状況を聞き取り調査をしていただくことといたしております。

3ページをご覧ください。8月1日現在でございますけれども、現在、奨学資金制度を利用されている方が743人いて、総貸付額は6億9,552万7,800円となっております。そして未返

還総額が5億5,271万7,597円でその内滞納となっているものが1億2,810万強でございます。1年以上返還計画書が提出されていない方というのが8月1日現在で53人いらっしゃいまして、その貸付額としましては3,926万円、そして1年以上継続している未納者というのが140人おります。未納額でなくて残額になりますが、7,442万6,120円となっております。それらの方を合計しますと193人で、1億1,360万ぐらいのある意味焦げついているような債権がありますので、それらを適正に管理するためにこういうような業務を行って、より相談などにつなげていくということを考えてございます。

業務委託期間としましては、今年の11月から今年度いっぱい、26年度以降につきましては、効果を検証した上で継続をしていきたいと考えてございます。

2ページ目になりますが、実施方法につきましては、公募型のプロポーザル方式により候補者を選考いたします。

実施までのスケジュールの予定ですが、この後、庁議や議会での報告を行った後、9月の中旬から事業者を募集し、事業者を10月の中旬には決定した後、業務を11月から開始するという計画を立ててございます。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ございますでしょうか。

○綱川委員 まず、こういうのは他区とか他の自治体で事例があって、その効果がどうなのかというのが一点伺いたい。これに委託費がどのぐらいかかるのか、1億1,000万の焦げつき債権というそういうのあるわけですから、年間数千万かかったとしたら、費用対効果というのはどうなのかという部分があります。総合的に判断しないとこれを内部でやるのか外部でやるのかというのは難しいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○庶務課長 まず、他区の例でございますけれども、2区で実施をされております。例えば杉並区では、大体委託に出した経費の倍ぐらい返還されるという効果があるお聞きしております。今回、半年弱ぐらいの期間でございます。経費として予算に計上しているのが約400万円で、先程申し上げた約193人の方を対象に効率よくできる範囲で委託をする予定でございます。仮に400万かけて委託したときに、希望ですけれども、返還金の収入としては、その倍ぐらいは上がっていただくとありがたいです。そういう効果もございますけれども、やはり生活に困っていらっしゃる方々が適正に手続をしていただいて、ちゃんと猶予を受けていただくなど、区の制度では猶予期間が一定期間重なりますと免除につながることができるというシステムになっております。どちらかという今回は収入確保ではなくて、そういう方々の生活状況をちゃんと把握した上で制度適用を適切にしていくということを主眼で考えてございます。

○綱川委員 よく分かりました。個人情報相当出るものですし、それなりの資格というか、許可されたところがやるのでしょけれども、確か港区の税金か年金か国民健康保険で、その徴収を外部委託していて、事業者が個人情報の資料をどこか自転車の上に置いて紛失してしまったことがありました。将来ある子どもたちにかかわることですから、特に気をつけて念入りにしていただかな

いと大変だと思います。取り立てというよりは救済を何とかしてあげて、何とかこれから先に望みがあるような子どもたちの生活にしてあげたいという親心だと聞こえました。ぜひそういう形で将来ある子どもたちがいいような方向に行くようにお願いします。

○**庶務課長** 委員おっしゃるとおりで、法務省の許可を得て、そしてプライバシーマークを取得しているような事業者に委託する予定です。あと法令遵守することを、我々も仕様書の中でもしっかりと縛りをして、履行の確認をしていきたいと考えております。おっしゃっていただけるところは十分注意してまいります。

○**澤委員** 趣旨はいいと思うのですが、何で外部に委託しなければいけないのか。要するに教育委員会の事務局の中では、やれることに限界が来ているのだというようなことが、聞くほうからすると分からない気がします。何だ、教育委員会の事務局がさぼって外部委託ばかりしているのではないか。外部委託ということは、今の庶務課長の話ですと、今年度400万の経費がかかる。そういうことをしなければいけない状況にあるのだということがきちっとほかの方に分かるように説明をする必要があります。

確かに、今、庶務課長も言ったように、実態を知りたいということですね。なぜ返ってこないのか。忘れてしまっているのか、分かっているのにわざと返還しないのか。そうではなくて非常に困っているのか。実態を知るには、足を運んでやらなければいけないわけだから、教育委員会の事務局の中では、困難ではないかという気がします。趣旨はいいと思います。

○**綱川委員** 学校の私費と言われているものも、今までも結構給食費の滞納とかとかありますね、そういうのを学校の先生が一生懸命徴収しています。それは消費してしまうものだからちゃんととらないと、ほかの子たちに迷惑がかかります。他区に転出してしまったりする子もいるし、海外に行ってしまう子もいます。それは学校だけに任せるのではなく、教育委員会事務局が関与し、これから先もこういう制度を使いながらできれば、先生たちがや副校長の負担が大きいと言われているので、そういうことも含めて将来的にこういう制度が使えればいいと思います。意見ですが、趣旨はいいと思います。

○**小島委員長** ほかに何かございますか。

よろしいですか。

それでは、この案件はこの程度にします。

2 教育委員会の懸案課題について

○**小島委員長** 次に、「教育委員会の懸案課題について」。庶務課長、説明をお願いします。

○**庶務課長** 本日、懸案課題についてご提示いたしました項目と課題の概要、そして今後の取り組み等という、これは例年どおりの書式ですが資料をおつくりしています。今回21件ご報告させていただくわけですが、時間の関係もございまして、1件1件詳しく説明しますと相当な時間がかかってしまいます。私が項目についてご説明させていただいて、何点かの今まであまり教育委員会の席に出てこなかったような課題について、担当の課長から説明をさせていただきたいと考えております。

まず、小中一貫教育推進と小中一貫校でございます。着実に進めているというような状況のご報告になってございます。

3 番目が港区の幼稚園教育振興方針の検討でございます。幼児教育全体の質を向上させるという目的、それから今クラス数が足らなかつたりする園があります。公私立幼稚園でどのような教育を今後進めていくべきかを港区幼稚園教育振興検討会というもので検討をしてございます。その説明を後ほど簡単にさせていただきたいと思ひます。

4 番目が、私立幼稚園連合会への補助金でございます。公私立で、港区の子どもたちの幼児教育の質を向上させるということで、どのような補助などを今後強化していくべきかも含めて検討会で考えているところでございます。

5 番目の私立幼稚園の保護者補助金でございます。毎年請願が出されておりました、今年度も請願が出てくると伺っております。

6 番目が、保幼小の連携でございます。保育園と幼稚園が連携・協力して、いわゆる「小1プログラム」などに対応して、人間形成の基盤をつくり、滑らかに小学校へ入学するこめの就学前教育の充実を図るということで課題とさせていただいております。

次に、4 ページに移りまして7 の人口増に伴う小学校の教室確保についてです。これはこれまであまり教育委員会でも課題として挙がってこなかったと認識しておりますので、後ほど担当の課長から説明をさせていただきたいと思ひます。

8 番目が、学校教育における ICT 化の推進でございます。「学校情報化アクションプラン」というものの策定を現在進めておりました、間もなく素案がまとまりますので、素案を教育委員会にご報告をさせていただく予定でございます。総務省や文部科学省が行っている「ヒューチャースクール」構想では、2020 年に到達すべき国の目標がございますけれども、それより前倒しで1 年でも早く学校教育における ICT 化を推進していきたいということで取り組んでいるものでございます。

9 番目が、新教育センターの整備でございます。5 ページから6 ページにかけてまとめており、教育委員会で報告させていただいております。

10 番目が、中之町幼稚園移転改築及び赤坂中学校の改築でございます。中之町幼稚園の移転改築につきましては、既にご報告させていただいておりますが、いよいよ仮園舎の設置に向けての取り組みを進めているというご報告になってございます。

7 ページの11 番目の赤羽小学校の改築につきましては、これも教育委員会で説明させていただいたとおりで、25 年度、敷地の測量等を行っていくということで進めていくという内容でございます。

12 番目が、生涯学習センターの修繕・改修でございますが、旧桜田小学校を使っているということもあり、老朽化が進んでいます。計画的な修繕・改修を行っていくという内容になってございます。

13 番目が、学校支援地域本部の設置についてということで、これもご関心を持って見ていただ

いていると思います。来年度にはコーディネーターを選定し、学校支援地域本部の設置を現在計画的に進めているという内容になってございます。

14番目の新スポーツセンターにつきましては、これも着々と26年度の開設に向けて進めてございます。

15番目が、図書館の改築は、これも基本計画計上事業で書かれているものです。

16番の旧国立保健医療科学院整備及び新郷土資料館設置につきましても、この場で何度もご説明させていただきましたので、こちらの説明は割愛させていただきます。

17番目は、学校との連携、「調べ学習」の支援、これも図書館と学校との連携を図り、子どもたちが自ら課題を見つけ、調べ、主体的に判断する力を育成していくというもので、今年度の実施状況についてもご報告をさせていただいているところです。

18番目は、いじめ防止の取り組みで、8月5日には、「ヒューマンコミュニケーション講座」には先生方もご参加いただきました。10月26日には「いじめ防止シンポジウム」、12月9日には「子どもサミット」の開催を予定しているという内容でございます。

19番目、理科教育の充実につきましては、これもこれからまた報告ございますけれども、いよいよ中学生理科パワーアップ事業の開始についてのご説明でございます。

12ページになります。学校における防災教育の充実につきましても、これまでどおり、より実態に即した計画的な防災教育・安全教育の一層の充実を図っていくというものでございます。

21番目は、箱根ニコニコ高原学園の管理運営につきまして、機能の充実とか管理運営の体制について、事務局、小学校長で検討組織を設置し、施設の管理運営の方法等について考え方をまとめているところでございます。

それでは、あまり時間がないのですが、4ページの7番目の人口増に伴う小学校の教室確保について、現在の私どもで推計などを行った中の課題認識というものをご披露させていただきたいと思っております。

○学務課長 4ページをご覧ください。

課題の前提といたしまして、本年の3月に企画経営部が港区の平成34年までの人口推計を発表いたしました。まず、ここがベースになってございます。

その中で、私どもで25年は既に実数として出ておりますが、小学校の学齢人口で見たところ、平成34年1月1日の推計でいきますと、25年1月1日を100としますと142%という推計になっております。

さらに、総合支所管内別でも人口推計が出ておりまして、芝、赤坂、芝浦港南が150%の見込みです。麻布、高輪も若干増えてはいますけれども、そこまでではないです。全体で142、芝、赤坂、芝浦港南地域は、非常に高い伸びを示しているということでございました。

児童数の増加に伴って当然教室が必要になってきますが、これについては、内部の改修で有効活用を図ればできる部分もあれば、場合によっては仮設校舎ですとか、極端な話でいけば学校を建てるということも考え方としてはあるのではないかとというところで課題とさせていただいております。

中学校についても教室不足が懸念される場所なのですが、生徒の実数が小学校ほどではないということと、現状といたしまして区立中学校への入学率が50%ぐらいということ、それと全域から選択できるという色々な要素があって、今の段階で推計が難しいということです。課題としては当然認識していきたいと思います。

それと教室だけではなく、職員室、給食室。また校外学園に収容し切れるのかとか、影響を及ぼします。今、学校内で事業を行っております放課GO→(クラブ)も関係してきます。

今申し上げた総合支所管内別の推計までしか出ていないのですが、私どもとすれば、小学校の通学区域別の数字が必要です。さらに工事が伴えば財政面、私どもだけでは工事がきませんので、全庁的な体制が必要だということでございます。

今後の取り組みでは、工事関係の話ですとか出しておりますが、このあたりは書いてあるとおりでございます。やれることはどんどん進めていく考えでございます。

また、学級編成におきまして、今、小学校1~2年生は35人学級ということになっておりますが、今後、国では3年生以上にも拡大していこうというような考えを持っていると報道されております。場合、小3以上は40人で編成しておりますので、当然教室必要数が増えてきます。

ただ、現行でも小1、2は学級編成上は40人までの弾力的なものは認められていますので、このあたりは当然視野に入れていかなければいけないと考えております。

肝心なのは、小学校区域別の人口推計がなければ、詳細な対策の検討が困難なため、既に企画経営部とは話をしておりますが、一番重要と考えてございます。まだ具体的な対策をお示しできない状況ではございますが、懸案課題として今日報告させていただきました。

○小島委員長 今の点について、大事なところだけ質問させていただきましょか。何かございますか。

○綱川委員 あと平成34年までの人口推計というのはオープンになっていますか。

○学務課長 はい。ホームページに出しております。

○綱川委員 この先に検討するのだったら、数字を出してもらったほうがいいかもしれないですね。地区別でもいいけれども、赤坂、芝、150というのは、聞いただけでビックリしてしまいました。

○小島委員長 学務課長の言うように、小学校区別の人口推計を何とか欲しいですね。それがない基本がグラグラしてしまいますね、現実の計画としては。企画経営部ですか、作業が大変らしいですけれども、ぜひそれをなるべく正確な数字を出してもらったほうがよいのではないのでしょうか。

○綱川委員 経済が密接に関係するから、3月に出してもアベノミクスがどうなるかとか、来年の消費税導入がどうなるかで、確かに建築のほうから言うと、土地が流動化してすごく動いているのです。だから、これが爆発的に今、麻布などでも今まで動かなかった土地が急にマンションになって、飯倉あたりなど三井、三菱、住友、丸紅、全部が飯倉の尾根伝いに今まで動かなかった土地にマンションができてきたりしているから、また来年になるとガラッと変わって200になるかもしれないし、反対に今度は高くなってしまっって経済がよくなりすぎて120ぐらいに落ち込んでしまいかもしれないし、読めない状況が多いと思うのですけれども、行政というのは用意しておかない

といけないですから。

○小島委員長 芝浦港南が150だ、180と言われると、そうだろうと思います。数年前から芝浦港南の小学校をどうするかという議論は色々出ていたわけですが、赤坂と麻布はあまり議論になっていなかったのも、虚を衝かれたような感じがします。

○綱川委員 芝でしょう。麻布ではなくて赤坂ですね。

○小島委員長 赤坂と芝です。教育委員会は、公立の小中学校の運営にえらい責任を負っているわけですから、人口が増えたからといって入れませんというわけにいかないで、そこを最大の、一番の課題としてやらなければいけないですね。

○綱川委員 芝浦港南がちよっと落ちてくるかもしれないですね。

○事務局次長 色々な課題を聞いた中で、私の中ではほかの課題が上だったのですけれども、年末になってこの話を聞いて課題のトップになりました。私は、あそこにおいて人口推計を3回やったことあるのです。3回とも外れました。

○綱川委員 当たっていないでしょう。

○事務局次長 民間のコンサルタントに出しても、今回の最新の推計も25年1月1日で、たった1年後のこの数字がもう外れているのです。ただ、そうはいつでも学区単位のものきちんと持って、それを毎年自分で修正していく。教育委員会の手で修正、集計していくというのが、人任せにしないでやる唯一の方法だと思いますので、それは学務課長たちと教育の中で仕組みをつくっていきたいと思います。

○綱川委員 安く流入してきたのが上がってきてしまったから。麻布など増えないと思います。もとに戻ってしまいました。

○小島委員長 財政的にも人間的にも限りなく入れると。ありますね、こうなってくると。

○綱川委員 学校の新設と書いてありますね。その検討のほうが大変ですね。

○事務局次長 10年前はこんな課題はなかったです。

○小島委員長 澤委員、我々が委員になった頃は、いかに統廃合をうまくやってもらうかということでしたね。

○澤委員 港区では人口増加だけではなくて、高齢化ということが一方では言われているのですけれども、赤坂の周りでは、確実に10年前よりは子どもを持った若い家族が増えています。だから、今言われたことも数値としては私はつかんでいませんけれども、実感としてはそうなのかなと思いますが、140も増えるかどうか疑問ですけれども。

それからもう一つ、懸案課題は時間もないのですけれども、幼稚園の3年保育の拡充ということが、読み方が浅いのかかもしれませんが、トーンダウンというような気がしますが、それはまずいのではないですか。きちっと懸案課題の中に12園中8園までなったということは、これはこれですごくいいことなのですから、地図で見ると、赤坂、青山、それから芝浦とか高輪のほうは、確かに3年保育ができていますけれども、麻布のところは麻布幼稚園だけなので。

○綱川委員 麻布だけです。

○澤委員 私立幼稚園側はどう反応するかはともかくとして、これはやっぱりきちっと入れておく必要があるのではないかと思います。

○綱川委員 麻布地区は幼稚園がほとんど廃園になってしまっています。

○澤委員 この間、話題に出た南山と三光は、やはり教育委員会の目標としてやるべきですね。

○小島委員長 数年前までは、いかに3年保育を全園でやるかという課題、悲願でしたが、3年保育をやらないで廃園となったり、そういうことのないように3年保育はどこでもやって、その上でどうするかということだったと思うのですが。今までの議論としては、赤羽だけがどうしても無理だ。それ以外は3年をやるという方針で来ていたわけですね。

児童の急増対策をしっかりとどういうふうにやっていくか案を出していただいて、早急に動かないと間に合わなくなってしまう。

今、1学級45人というのはやってはいけなかったか。子どもたちが入りたいといったけれども、教室の定員も足りないから受け入れませんなどと言えるのですか。

○教育長 通学区域の変更というのは、やろうと思えば。要するにラインを変えるとか。

○綱川委員 こっちは少ないから広げたりということですね。

○教育長 現実的にどうかというのはありますけれども。

○綱川委員 あと気になったのは、「私立幼稚園の経営基盤が弱いことから」と書いてしまっているのでしょうか。2ページの一番下。

○澤委員 これもちよっとまずいのではないですか。

○小島委員長 室長に伺いたいのですが、東京都は例えば港区とか、こういう急増地区があるという認識は持っていますか。

○指導室長 まだおそらく情報を明確に東京都の教育委員会が持っているとは思えない。

○小島委員長 いずれこういうことで教員も大幅に配置してもらわないといけませんよね。

○指導室長 基本になるのは学級の設置数によって教員を配置するので、学務課が行っている学級設置の数を見たときに増えているということとはつかめると思います。そこは一つの基準です。

○小島委員長 前もって東京都教育委員会に増えることや、それに伴って先生の手配とか色々な手配をお願いすることはあるのですか。

○指導室長 学級編成のタイミングは東京都に報告する2月くらいになると思います。

○綱川委員 そんなに遅いのですか。

○小島委員長 これから10年ぐらいこんな感じになるのですよというような認識はしてもらいたいですね。

○指導室長 それは教員採用にも当然影響します。急増した場合は当然影響します。

○綱川委員 でも、10年前ぐらい、バブルのときに、江東区がそれをやりましたよね、結局。海側にマンションが多くできてしまって、児童が急増して、学校も何校も建てなければいけない。マンション業者や購入者・入居者からお金も取らなければいけないとか、そういう前例というのはあるわけですね。でも、東京都にとってみれば、今こうやって統廃合ばかりしている世の中で、そ

んな大きい悩みではないですね。

○学務課長 他区の例でいけば、中央区は当然海側のほうの急増というのは大体分かるのですが、中央区の月島近辺、あれも局地的な増で、港区のように全体的なケースはどこまであるのか。少なくとも課長会の中では話題にはなっていません。

○教育長 懸案課題については、今日はそんなに深くできなかったもので、また次回以降で継続してやっていただければと思います。残りのもので今日は少なくとも3番とそれから7番については、今日どうしても時間の中でご議論いただきたいというふうに思います。先生方の時間もありますので、その辺を見ながら。

3 理科教育機器の購入について

○小島委員長 それでは、3番の「理科教育機器の購入について」。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「理科教育機器の購入について」ご説明いたします。資料ナンバー4をご覧ください。

本件につきましては、国の理科教育設備の整備に関する平成24年度補正予算を活用しまして、港区におきましても第2回区議会定例会で議決を受けました補正予算分と平成25年度の当初予算分を合わせまして、小中学校の理科教育機器を一括購入するというものでございます。

購入する機器は、資料にありますとおり、全小中学校にデジタル顕微鏡1台ずつ、中学校には放射線測定器を1台ずつ、また、力学的エネルギー実験機を1校8台ずつ配備する予定でございます。

そのほか2枚目以降について各学校からの要望を受けまして、理科教育に必要な機器類を購入するものでございます。

8月2日、指名競争入札がございまして、予定金額2,204万1,957円に対しまして、落札価格が1,897万3,500円、落札率86.08%、落札業者は中野区本町六丁目26番2号、学校用品株式会社でございます。

購入に関する手続でございしますが、予定価格が2,000万以上になりますことから、9月開会予定の平成25年第3回港区議会定例会に議案として提出いたしまして、議決を経て契約を締結する予定でございます。なお、各学校への納品は、11月中を予定してございます。

説明は以上でございます。

○小島委員長 何か特に質問したいことありますか。

○綱川委員 これは、各学校からの希望どおりなのですか。これが欲しいと出してきたものですか。

○学務課長 各学校からの要望を尊重のうえ一定水準で配備できるような視点で調整させていただきました。

○綱川委員 現況のものを鑑みてやってあるわけですね。

○学務課長 全体の公平性なども考慮しております。

○小島委員長 ほかに何かありますか。

よろしいですか。

それでは、この案件はこの程度とします。

4 生涯学習推進課の7月事業実績について

○小島委員長 続きまして、「生涯学習推進課の7月事業実績について」。簡単にここだけは説明したいというだけで結構です。

○生涯学習推進課長 「生涯学習推進課の7月の事業実績について」ご報告をいたします。資料ナンバー5をご覧ください。実績となっております。

タグラグビー教室が4回、それから本村小学校でフィットネス教室、それから喜多方市の物産展を7月18日、19日に実施をしております。

報告は以上でございます。

○小島委員長 特に聞きたいことがありますか。

よろしいですか。

5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○小島委員長 それでは、続きまして「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」でございます。資料ナンバーの6をご覧ください。各施設事業の7月の利用状況となっております。

また、資料の一番最後になります8ページにつきましては、学校屋内プール、一般開放、遊び場開放、スポーカル六本木の集計、1月遅れで6月のご報告とさせていただいているところでございます。今回特に数値が大きく変動したようなところは見受けられない状況となっております。

報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの報告に何か特に質問ありますか。

よろしいですか。

○綱川委員 特段何か変化が出たところというのはないのですね。

○生涯学習推進課長 大きく数値が変動しているところはございません。

○小島委員長 よろしいですか。

6 生涯学習推進課の9月事業予定について

○小島委員長 それでは、続きまして「生涯学習推進課の9月事業予定について」。生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 「生涯学習推進課の9月事業予定について」でございます。資料ナンバーの7をご覧ください。9月の事業予定でございます。

タグラグビー教室を青山、東町、港南、御成門教室で開催いたします。ほかにですが、本村小のフィットネス教室、それから5行目、18日にいわき市、7行目、25日につくば市の物産展を生

涯学習センター「ばる〜ん」で開催する予定となっております。

報告は以上でございます。

○小島委員長 何か質問ございますか。

よろしいですか。

7 港区スポーツセンター利用休止について

○小島委員長 それでは、続きまして「港区スポーツセンター利用休止について」。生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 「港区スポーツセンター利用休止について」ご報告をいたします。資料ナンバーの8をご覧ください。

スポーツセンターですが、第68回国民体育大会なぎなた競技会開催のため、中央棟・アリーナ棟を9月21日土曜日から10月2日水曜日、プール棟が9月25日水曜日から10月2日水曜日まで休止をいたします。

利用者の周知につきましては、「広報みなと」、「ひろば」、「Kissポート」、それから「港区ポータルサイト」のホームページで掲載を行います。また、スポーツセンター館内でも、ポスター掲示や館内放送などを使って利用者に周知をまいります。

なお、プール棟の休止に合わせまして、年2回実施をしているプールの換水、清掃、機械設備点検をこの期間中に実施をする予定でございます。

報告は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの質問に対して何かございますか。

よろしいですか。

8 国体推進担当の7月事業実績について

○小島委員長 続きまして、「国体推進担当の7月事業実績について」。国体推進担当課長、お願いします。

○国体推進担当課長 「7月の事業実績について」ご報告いたします。資料ナンバー9になります。

主なものを紹介させていただきます。

最初ですけれども、9月29日から始まる国体に向けての準備がいよいよ動き出しました。大会期間中にボランティアを動かしながら大会運営に当たる区職員の実施本部員の決起集会、これが7月4日に開催され、メンバーの顔合わせと今後のスケジュール等の確認を行ってございます。

あと7月14日にお台場海浜公園で海の灯まつりが行われて、その中で国体炬火イベントを行いました。海の灯まつりは、東京港埠頭株式会社を中心となって毎年お台場のビーチにろうそくを並べて火を灯し大きな地上絵をかくという海の安全を祈願した行事なのですけれども、この中で最初に火を起こすときにオリンピックで言えば聖火に当たる国体の炬火の火起こしをやりまして、トーチで採火するイベントを実施しました。採火者は、区長、教育長、区の体育協会会長、区のなぎな

た連盟推薦による区民代表の西澤さんになります。地上絵では、「ゆりーと」とか、なぎなた競技をしている選手、五輪マーク等が描かれております。

7月28日、プレ国体が開催されました。本番を想定した役員の研修とか、実施本部員が動きを確認するなど、実際の試合形式で行ったものです。その中で、小学生のプラカードとか式典ごとの練習や、白金小学校のゆりーとダンスとか、芝浦幼稚園のリズムなぎなたが披露されまして、練習の成果を確認しているところでございます。

簡単ではございますが報告は以上になりまして、あと、明後日8月23日から本庁舎1階のロビーにおいて、国体とオリンピック・パラリンピック展を開催する予定です。来庁の際には、ご覧いただければ幸いです。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して特に何かございますか。

国体はいよいよ9月28日、もう準備万端ということですね。分かりました。

9 図書館・郷土資料館の9月行事予定について

○小島委員長 それでは、続きまして「図書館・郷土資料館の9月行事予定について」。図書・文化財課長、お願いします。

○図書・文化財課長 図書館の行事予定及び郷土資料館の9月の行事予定につきまして、資料についてご説明させていただきます。

図書館につきましては、映画会、おはなし会、ブックスタート等定例のものでございまして、4ページのその他の中でDVDシアター「プロフェッショナル 仕事の流儀」というのがありますが、これはNHKのテレビのDVD版を図書館の視聴覚でやるということでございます。

また、5ページ、郷土資料館の予定で六本木中学校の職場体験、図書館及び郷土資料館におきましては、可能な限り職場体験のほうを受け入れてまいりたいと思いますので、9月についても六本木中学校さんの2年生を郷土資料館で受け入れる予定としてございます。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何かご質問ありますか。

よろしいですか。

10 図書館・郷土資料館の7月行事实績について

○小島委員長 続きまして、「7月行事实績について」、資料ナンバー11。図書・文化財課長、「7月行事实績について」ご説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 図書館と郷土資料館の行事の実績、7月分につきまして、資料ナンバー11でご説明させていただきます。

図書館については、定例のものでございますが、4ページの子ども会のところに調べ学習関係のものが出てきております。7月につきましては、夏休み前に向けまして、懸案事項の中でもありま

した調べ学習に関する講座を集中的にここに持ってきているというところがございます。

また、子ども会の中の27日土曜日に行われました「一日図書館員になろう!」というのは、これは公募による小中学校生徒を対象に図書館員になろうということでやまして、非常に好評でございました。

次の5ページ、その他のところで、図書館側のほうでも港南中学校さんの職場体験を7月受け入れてございます。

郷土資料館につきましては、裏面の6ページで古文書講座をやまして、これは例年行っておりますが、非常に好評で、これは定員の数いっぱいまで応募があったということで実施をさせていただきました。

以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して特にございますか。

よろしいですか。

11 図書館の7月分利用実績について

○小島委員長 それでは、続きまして「図書館の7月分利用実績について」。図書・文化財課長、お願いします。

○図書・文化財課長 図書館の7月分の利用実績につきまして、教育委員会資料12でご説明させていただきます。

裏面をめくっていただきまして、合計欄のところの17万6,680名の下に2,070名とございますが、7月に新たに利用登録された方が2,070名いらっしゃいました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して何か質問ございますか。

よろしいですか。

12 9月指導室事業予定について

○小島委員長 続きまして、「9月指導室事業予定について」。指導室長、お願いいたします。

○指導室長 ほぼ研修会、連絡会等が載っておりますが1点だけ強調して注目していただきたいのは、9月14日土曜日の小中学生の海外派遣の報告会がございます。まとめの報告会ということでぜひ様子をご覧いただけたらと思います。後ほどご案内させていただきます。

以上です。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して何か質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本日本日予定している案件は全て終了しました。

庶務課長、何かございますか。

○庶務課長 急で申し訳ございませんが、本日、職員に処分の発令がございましたので、報告事項

を1件追加していただきたくお願いいたします。

○小島委員長 庶務課長から今、報告事項1件追加したいということがございました。ご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 異議ないものと認め、教育長報告事項に1件追加し、庶務課長から報告を受けることにいたします。

なお、この議題につきましては、人事に関する案件のため、秘密会に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○小島委員長 それでは、これから秘密会に入ります。

(秘密会)

○小島委員長 それでは、秘密会をもとに戻しまして、ほかにごございませんか。

○庶務課長 ごございません。

「閉 会」

○小島委員長 なければ、これをもって閉会といたします。次回は平成25年9月10日、午前10時、教育委員会室で行います。

(午後3時45分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小 島 洋 祐

港区教育委員会委員 澤 孝一郎